

第3節 基準の特例

第33条の3 この章（第29条、第30条の7及び第31条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【予防規則】

（指定数量未満の危険物等の特例適用願）

第9条の2 条例第33条の3の規定による認定を受けようとする者は、指定数量未満の危険物等特例適用願出書（様式第3号の2）を所轄消防署長に2通提出するものとする。

2 前項の願出にあつては、消防署長が必要と認める図書を添付するものとする。

【解釈及び運用】

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準の特例を規定したものである。

本条の規定により、予想しない貯蔵及び取扱状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなる。

特例基準の適用については、所轄消防署長の決定により行うことが可能であるが、特例基準の適用の前提として具体的な環境条件、代替措置等が存することが必要であり、統一的、客観的な運用に留意すること。